明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（二）　三
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（三）　三九
○裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（四）　四〇
○検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（五）　四一
〔政　令〕
○防衛省の職員に支給する特地勤務手当及び準特地勤務手当の月額の特例に関する政令（四〇）　四三
〔省　令〕
○防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令（防衛二）　四三
〔規　則〕
○人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則（人事院一―四―二二）　四三
○人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則（同九―一―二三）　四四
○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―六―七三）　四五
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同九―八―七五）　四五
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一一〇）　四五
○人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則（同九―一二〇―三）　四六
○国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え（同九―一三〇）　四七
○平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置（同九―一三一）　四八
○平成二十四年四月一日における号俸の調整（同九―一三二）　四八
〔国会事項〕
官庁事項　五二
〔官庁報告〕
昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一）　五四
人事院規則九―一三一（平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同二）　五四
人事院規則九―一三二（平成二十四年四月一日における号俸の調整）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同三）　五四

本号で公布された法令のあらまし

◇国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（法律第二号）（総務省）

一　人事院の勧告に係る国家公務員の給与の改定

1　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

(一)　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

(1)　医療職俸給表(一)を除く全ての俸給表について、若年層を除き、俸給月額を改定することとした。（第二条関係）

(2)　非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額三万四、九〇〇円に引き下げることとした。（第二条関係）

(二)　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

(1)　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成一七年法律第一一三号。以下「平成一七年改正法」という。）附則第一条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一〇〇分の〇・四九（指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、一〇〇分の〇・五）引き下げることとした。（第五条関係）

(2)　平成一七年改正法附則第一一条の規定による俸給の支給期間を平成二六年三月三一日までとすることとした。（第五条関係）

2　特別職の職員の給与の改定

(一)　内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二〇五万円、国務大臣等は一四九万五、〇〇〇円とする等の改定を行うこととした。（第六条関係）

(二)　常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を六万七、三〇〇円とすることとした。（第六条関係）

3　防衛省の職員の給与の改定

(一)　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の職員の例に準じて改定することとした。（第七条関係）